

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第一 (第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略)	別表第一 (第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略)
劇物 一〇七の三 (略)	劇物 一〇七の二 (略)
七の四 二―エチル―三・七―ジメチル―六―〔四―(トリフルオ ロメトキシ)フエノキシ〕―四―キノリル メチル カルボナー ト及びこれを含有する製剤 七の五 (略)	七の四 二―エチルチオメチルフェニル―N―メチルカルバメート (別名エチオフエンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、 二―エチルチオメチルフェニル―N―メチルカルバメート二%以 下を含有するものを除く。 八〇七の六 (略)
八〇七の七 (略)	十一の七 (RS)―〔O――(四―クロロフェニル)ピラゾー ル―四―イル O―エチル S―プロピル ホスホロチオア―ト

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

十一の九 (略)

十二〜六十七 (略)

ㄱ (別名ピラクロホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、(R S) — (O — — (四—クロロフェニル) ピラゾール—四—イル || O — エチル || S — プロピル || ホスホロチオア—ト) 六%以下を含有するものを除く。

十一の八 削除

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (145) (略)

十二〜六十七 (略)